

奈良県クリーニング事業者等エネルギー価格・物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症による影響に加え、クリーニング事業にあってはエネルギー価格及び資材等の物価高騰、一般公衆浴場営業にあっては電力価格の高騰を踏まえ、クリーニング事業者及び一般公衆浴場営業者に対して、経営の安定化を図り、住民の健康確保の維持を図るため、予算の範囲内において、奈良県クリーニング事業者等エネルギー価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クリーニング事業者 次のいずれにも該当する者

ア クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定による届出を行い、同法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けた施設（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）を営む者であること。

イ 過去3年間に於いてクリーニング業法の違反に基づく行政処分を受けていない者であること。

ウ クリーニング業法を遵守する意思がある者であること。

エ 法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

オ 役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 一般公衆浴場営業者 次のいずれにも該当する者

ア 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて浴場業を営む者（市町村を除く。）であること。

イ 過去3年間に於いて公衆浴場法の違反に基づく行政処分を受けていない者であること。

- ウ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により指定された統制額の範囲内で浴場業を営む者であること。
- エ 地域住民の日常生活において、保健衛生上必要なものとして利用される浴場業を営む者であること。
- オ 公衆浴場法を遵守する意思がある者であること。
- カ 役員等が暴力団員でないこと。
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（交付対象事業者）

第3条 支援金の交付を受けることのできる者は、クリーニング事業者又は一般公衆浴場営業者（以下「交付対象者」という。）とする。

（交付対象事業）

第4条 支援金の交付の対象となる事業は、それぞれ次に掲げる事業とする。

- （1）クリーニング事業者にあつては、クリーニング事業者が県内においてクリーニング所を営む事業とする。ただし、当該クリーニング所が令和4年12月1日時点で営業しており、今後もその営業を継続する意思があるものに限る。
- （2）一般公衆浴場営業者にあつては、一般公衆浴場営業者が県内において公衆浴場を営む事業とする。ただし、当該公衆浴場が令和4年12月1日時点で営業しており、今後もその営業を継続する意思があるものに限る。

（支援金の額）

第5条 交付対象者に交付する支援金の額は、クリーニング事業者にあつては営業する1クリーニング所当たり20万円、一般公衆浴場営業者にあつては営業する1公衆浴場当たり10万円とする。

（支援金の交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良県クリーニング事業者・一般公衆浴場営業者エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事が定める日までに、郵送その他知事が定める方法より知事に申請しなければならない。

- （1）クリーニング事業者にあつては、次に掲げる書類

- ア クリーニング所検査確認済証等のクリーニング業法第5条の2の規定による構造設備の確認を受けたことを証する書類の写し
 - イ 宣誓・同意書（クリーニング事業者用）（第2号様式）
- (2) 一般公衆浴場営業者にあつては、次に掲げる書類
- ア 許可指令書等の公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類の写し
 - イ 宣誓・同意書（一般公衆浴場営業者用）（第3号様式）

(支援金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 知事は、支援金の交付の目的を達成するため必要と認める場合には、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(廃業の報告)

第9条 交付決定者は、令和5年3月31日までに支援金の交付の対象となつた施設（第5条に規定するクリーニング所又は公衆浴場をいう。）の営業を廃止しようとするときは、あらかじめ廃業報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(支援金の交付)

第11条 交付決定者は、支援金の交付を受けようとするときは、奈良県クリーニング事業者・一般公衆浴場営業者エネルギー価格等高騰対策支援金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、支援金を交付するものとする。
- 3 前項の規定による支援金の交付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定による報告を受けたとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 支援金の交付決定後に、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(支援金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の返還を書面により命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 交付決定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、第12条第2号に掲げる場合を除き、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(支援金の経理等)

第16条 交付決定者は、支援金に係る経理についての収支の事実を明確に

した証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金の交付決定があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。